

令和4年5月31日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2022年対策 解けばわかる！社労士問題集

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年対策 解けばわかる！社労士問題集（2021年8月23日 第4版発行）

ISBN 978-4-86486-869-3

科目	ページ	該当箇所	改訂前	改訂後
労災	168	問題7	脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について	<u>血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について</u>
	169	解説	H13.12.12 基発 1063	<u>R3.9.14 基発 0914 第1号</u>
雇用	318	問題E	高年齢被保険者	<u>高年齢被保険者(特例高年齢被保険者を除く。)</u>
	335	国庫の負担の割合	改正により削除	
	344	問題52	改正により削除	
健保	518	問題A	改正により削除	
	519	解説A	改正により削除	
	525	選択肢⑧	⑧ 404,000	⑧ <u>408,000</u>
	525	解答C	⑧ 404,000	⑧ <u>408,000</u>
国年	617	解説C	本肢の場合、「1000分の5×12か月＝6%」減額される。	<u>本肢の場合、「1000分の4×12か月＝4.8%」減額される。</u>
	625	選択肢⑦	⑦ 1000分の5	⑦ 1000分の <u>4</u>
	625	解答D	⑦ 1000分の5	⑦ 1000分の <u>4</u>
厚年	751	選択肢③	③ 1000分の5	③ 1000分の <u>4</u>
	751	解答D	③ 1000分の5	③ 1000分の <u>4</u>
社一	806	問題C	63万円	<u>65万円</u>
	813	解説E	64万円	<u>66万円</u>
	817	解説B	その支給を始めた日から起算して「3年」を超えないものとする。	その支給を始めた日から「 <u>通算して3年間</u> 」とする。

～主な改正内容～

- ・傷病手当金について、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間支給することとされているところ、その支給を始めた日から**通算して1年6か月間**支給することとした。
- ・出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金を見直しを踏まえ、現行の40.4万円から**40.8万円**に引き上げられた。
- ※ 産科医療補償制度の対象の場合は掛金を加算した金額を支給することとなる。
- ・後期高齢者医療の保険料に係る賦課限度額が64万円から**66万円**に引き上げられた。
- ・老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給繰上げについて、減額率を算出する際に乗じる率を1000分の5から**1000分の4**とすることとした。